

地域資源の維持活動を支援します
「多面的機能支払交付金制度」

多面的機能支払交付金制度

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動（農用地・水路・農道等の地域資源の適切な保全管理）を支援する制度

農地維持支払交付金

- 地域資源の基礎的保全活動の支援
- 農用地法面の草刈り
 - 水路の泥上げ
 - 農道の路面維持

《交付金額》

地目	交付額(10aあたり)
田	3,000円
畑	2,000円
草地	250円

資源向上支払交付金

- 農地・水路・農道などの質的向上の支援
- 水路・農道等の軽微な補修
 - 植栽で景観形成
 - ビオトープ作り

ご利用ください
「まごころ代行サービス」

まごころ代行サービス

市職員が市の発行する証明書等の代理申請や、市役所への提出物の預かり等を行うサービス

《対象者》

- 本市に住所があり、一人での外出が困難な方で、以下のいずれかに該当する方
- 65歳以上の方
 - 障害のある方
 - 市長が対象者と同等の状態であると認めた方

《サービス内容》

○証明書の代理申請・自宅等への配達

- 印鑑登録証明書
- 戸籍関係証明書、戸籍附票
(本人、配偶者、子、孫、父母、祖父母分のみ)
- 住民票、所得・課税・納税証明書
(本人、同一世帯分のみ)

○保健医療、福祉関係の申請、その他手続き

○市役所への提出物預かり、簡易な依頼

※委任状等が必要な場合があります。

問 財政課 財政係 担当：岡村
☎ お太助フォン 42-5623 42-4376

- 鳥獣害防止のための対策施設設置
- 遊休農地の有効活用

《交付金額》

地目	交付額(10aあたり)
田	1,500円～2,400円
畑	900円～1,440円
草地	150円～240円

施設の長寿命化のための活動

《交付金額》

地目	交付額(10aあたり)
田	4,400円
畑	2,000円
草地	400円

※制度の利用には、集落など農業者等で構成される活動組織を設立する必要があります。

問 地域営農課 農地利用係 担当：中村
☎ お太助フォン 47-4021 47-1003

選挙管理委員の改選

選挙管理委員の任期満了に伴い、令和2年第1回市議会定例会で委員が改選されました。

各役職は改選後の選挙管理委員会で決定されました。

■選任委員

- 委員長
加藤 學(美土里町)再任
- 委員長職務代理者
中森 美智代(吉田町)再任
- 委員
高本 徹雄(甲田町)再任
大中 道子(吉田町)新任

※任期は令和2年3月9日から4年間

■退任委員

- 谷林 紀子(向原町)※令和2年3月8日退任

※敬称略

問 選挙管理委員会事務局 担当：高橋
☎ お太助フォン 42-1136 42-1375

制度に関する
お知らせ

行政情報

4月から
各種手当額を増額します

今年4月から、各手当の支給額を増額改定します。

※毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定(平成31年全国消費者物価指数は対前年比+0.5%)

		改定前支給額 (～令和2年3月)	改定後支給額 (令和2年4月～)	差額	
児童扶養手当	全部支給	42,910円	43,160円	+250円	
	一部支給	10,120円 ～42,900円	10,180円～43,150円	+60円～250円	
	第2子加算額	全部支給	10,140円	10,190円	+50円
		一部支給	5,070円 ～10,130円	5,100円～10,180円	+30円～50円
	第3子以降 加算額	全部支給	6,080円	6,110円	+30円
		一部支給	3,040円 ～6,070円	3,060円～6,100円	+20円～30円
特別児童 扶養手当	1級	52,200円	52,500円	+300円	
	2級	34,770円	34,970円	+200円	
特別障害給付金	1級	52,150円	52,450円	+300円	
	2級	41,720円	41,960円	+240円	
特別障害者手当		27,200円	27,350円	+150円	
障害児福祉手当		14,790円	14,880円	+90円	
経過福祉手当		14,790円	14,880円	+90円	

問 子育て支援課 児童福祉係 担当：中川・大上 問 保険医療課 医療保険年金係 担当：藤原 問 社会福祉課 障害者福祉係 担当：好岡
☎ お太助フォン 47-1283 42-2130 ☎ お太助フォン 42-5619 42-2130 ☎ お太助フォン 42-5615 42-2130

人権会館の名称を「人権福祉センター」に統一します

相互に強く結び付く“人権尊重”と“福祉”が、より一層連携できるよう、4月1日から市内3か所の「人権会館」の名称を「人権福祉センター」に変更します。人権福祉センターには相談員が常駐していますので、普段の生活で人権や福祉に関しての困りごとがあるときには、気軽にお立ち寄りください。

変更前	変更後	☎ お太助フォン ※連絡先は変わりません
吉田人権会館	吉田人権福祉センター	42-2826
たかみや人権会館	たかみや人権福祉センター	57-1330
甲田人権会館	甲田人権福祉センター	45-4922
八千代人権福祉センター ※変更しません		52-7500

問 人権多文化共生推進課 人権多文化共生推進係 担当：倉田
☎ お太助フォン 42-5630 42-5630